『学生等の学びを継続するための緊急給付金』の申請について
（２次募集）

『学生等の学びを継続するための緊急給付金』の２次募集申請受付を行います。以下を確認し、各自手続きをお願いします。

※今年度の１次募集ですでに給付または推薦されている方は、２次募集には申請できませんのでご注意ください。

【制度の概要】

この制度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、アルバイト収入の大幅な減少などにより経済的に困難となっている学生が修学をあきらめることがないよう、現金給付の支援を行うものです。

※休学中の方も対象です。

※留学生も対象です。

【給付額】

１０万円

【支援対象要件】

以下①～③全てを満たすこと

①原則として、家庭から自立してアルバイト収入で学費や生活費等を賄っていること。

※自宅外通学者の場合、仕送り額の基準となる目安は年額 150 万円（授業料等含む）です。目安額を超えている場合でも出願は可能ですが、推薦枠を超えての応募者があった場合は推薦できない可能性があります。

※家庭の収入減少等により、追加の仕送りや支援が期待できない場合も、対象となります。

※自宅通学者の場合、家庭から学費等の援助を受けておらず、自らのアルバイト収入および奨学金のみで賄っている場合に該当します。

②新型コロナ感染症の影響でアルバイト収入（雇用調整助成金による休業補償を含む）がコロナ禍前と比較して 50%以上減少していること。

※アルバイト収入が増加や一定水準に達していたとしても、家庭の経済状況が悪化した等の理由により、アルバイト収入を増やさざるを得ず、修学の継続が困難となっている場合も申請できます。

※1 年生に限っては、想定していたアルバイト収入が得られない状況が続いている場合も申請できます。

③既存の奨学金制度等を活用しても学費の支出が困難なこと。具体的には以下のいずれかの奨学金制度を利用している、もしくは 2021 年 11 月末までに申請していることが条件です。

（A）高等教育の修学支援新制度

（B）第一種奨学金貸与者（限度額を借りていない場合も申請は可とします。）

（C）民間等奨学金もしくは公的な支援制度

（D）外国人留学生学習奨励費

※1 ヵ月以内に申請予定である方も出願は可能ですが、推薦枠を超えての応募者があった場合、推薦の優先順位としては低くなる可能性があります。

【申請手順】

①大学のホームページから、以下 3 点をダウンロードのうえ、印刷してください。

○【様式 1】申請書（両面印刷のこと）

○【様式 2】誓約書

○【様式 3】奨学生情報記入シート

②上記 3 点の必要事項を記入し、下記の提出書類とともに大学に郵送してください。

【提出書類について】

対象者	提出書類
全員	・【様式 1】申請書 ・【様式 2】誓約書 ・【様式 3】奨学生情報記入シート ・アルバイトの給与明細 2 か月分（減額前、減額後） ※2020 年 1 月以降の 2 か月分で、減収が確認できる給与明細に限る。 ※原則、全員提出必須ですが、どうしても提出できない場合は、申請書の申し送り事項に、提出できない理由を記載してください。
下記の対象者に該当する方のみ提出	
自宅から通学している方	・学費負担についての申告書（大学ＨＰより印刷）
自宅外から通学している方	・自宅外通学を証明する書類 ※アパート等の賃貸借契約書のコピー、入寮許可書のコピーまたは住民票の写しのいずれか ※既に日本学生支援機構の手続きで送付いただいている方も本給付金用にあらためて送付いただく必要があります。
家庭から仕送りを受けている方	・仕送りの金額がわかる書類（通帳のコピー等）
日本学生支援機構以外の奨学金制度もしくは公的支援を利用されている方	・日本学生支援機構奨学金以外の奨学金・支援制度を利用していることを証明する書類（採用通知のコピー等）

【手続きの期日について】

●書類提出期限：2022 年 2 月 18 日（金）必着

※期限遅れについては、例外なく推薦できません。

【申請書類の提出先について】

郵送にて下記、郵送先まで送付してください。

1～2 年生および国際学部生：横浜学生課 〒244-8539 神奈川県横浜市戸塚区上倉田町 1518 明治学院大学 学生部 横浜学生課 奨学金担当	3～4 年生（国際学部生以外）：白金学生課 〒108-8636 東京都港区白金台 1-2-37 明治学院大学 学生部 学生課 奨学金担当

○郵送の際には特定記録やレターパックなど、記録が残る形式で送付ください。

○封筒の表面に朱書きで「学生等の学びを継続するための緊急給付金」とお書きください。

【注意事項】

・採用人数には限りがあります。申請すれば、必ず採用されるものではありません。

・選考内容についてはお問い合わせいただいたとしても、お答えできません。

・提出書類に不備がある場合には、推薦できない可能性があります。

・申請内容について確認させていただく場合があります。大学からの問い合わせ（電話・メール）に対応されない場合、推薦できないことがあります。

・虚偽の申告やその他の不正が発覚した場合は、返金を求められるほか、学内における処罰の可能性があります。

【Q&A】

Q:自宅外通学者で親戚等の自宅に下宿しており、家賃は発生しているが、賃貸契約書等の提出ができない場合はどうすればよいか？

A:当事者間で作成された家賃の支払い証明書類を提出いただければ問題ありません。尚、日本学生支援機構が指定する契約書の様式はありません。

Q:海外滞在中の留学生も対象となりますか？

A:条件に該当すれば、対象となります。特例として PDF での出願も可としますので、メールにて必要書類を添付の上、下記【問い合わせ先】のメールアドレスに送信してください。

Q:1 回目の募集に申請し、採用された後、2 回目の募集に申請できますか？

A:いずれか 1 回のみ申請が可能です。なお、1 回目の募集で推薦の対象とならなかった場合は、自動的に 2 回目の募集の選考対象となりますので、あらためて再申請をする必要はありません。

【問い合わせ先】

その他、ご質問等についてはメールにて受付いたしますので、下記へご連絡をお願いします。

【1-2 年生、国際学部生】横浜学生課　gakuseiy@mguad.meijigakuin.ac.jp

【3-4 年生(国際学部生以外)】白金学生課　gakusei@mguad.meijigakuin.ac.jp

以上